

柳原二佳

ジャー・リスト やなぎはらみか

交通事故鑑定人、駒沢幹也氏(?)の連載を始めてから、多くの方から手紙をいただいたが、目立つのは遺族の「真実を明らかにしたい」という切実な思いだ。死者の側に過失が問われても、本人は何も語れない。きちんと証拠や状況の説明があればいいのだが、現実には遺族に疑問を抱かせる事故処理があまりにも多い――。

短篇連載

「行つてきまーす」

一九八六年十一月、よく晴れた日曜日の昼すぎ、沢田信子さん(当時十八歳)『仮名』は、はずむような声で家人にそう告げ、原付きスクーターに乗つて家を出た。看護学校生の信子さんは、二ヵ月前から、普通免許を取るために自動車教習所に通つていた。スムーズに仮免許を取得し、もうすぐ本免許が取れるはずだった。

事故が起きたのは、それからわずか十分後のことだった。横浜市内の国道から百貨ほど北に入った、閑静な住宅街の交差点。突然の悲鳴と衝突音に飛び出した近所の人が、道路に倒れていた信子さんに駆け寄った。しかし、脈はあったものの、耳と口から少し出血しており、呼びかけにはまつたく答えなかつた。

交差点の少し先にはワゴン車が止まっていた。信子さんのスクーターは、左側から走ってきたこの車と、交差点で衝突したのだった。三日目の朝、信

子さんは、意識を回復せぬまま息をひきとつた。死因は脳挫傷だった。

◇

「ここです」

信子さんの両親に案内された事故現場は、信号も何もない小さな交差点。道路の幅は約六メートル。見通しは悪い。それだけに、とてもスピードを出して走れるような道ではない。本当にここで人が亡くなる事故があつたのだろうか。私は改めて交通事故の恐ろしさを感じた。

『信子は幼いころから看護婦になるのが夢でして、事故の直前には戴帽式もすませていました。教習所に通つていたのも、看護婦になつたら夜勤のときには車が必要だから、というのがいちばんの理由だったんです。夢は、すぐそこまで近づいていましたのに……』

この道は信子にとつて通い慣れた通学路でした。あの日も、いつものように駅のほうに向かって走つていたのです。もし、一秒でもタイミングがずれていたら……。そう思うと、本当にやりきれません

母親の和子さん『仮名』は力なく語つた。

ワゴン車の運転手は、当時三十代の団体職員。後部座席に乗せた三人の子供に気をとられていた彼は、

「お父ちゃん、ぶつかつたよ」

新交通事故ズの 交木ーム事件簿3

短篇連載

学者の鑑定の不備を突いた 父親の執念



信子さん（仮名）の乗っていたスクーター。
衝突のすごさを物語っている

という子供の声で、初めて事故に気がついたと警察に供述した。

◆
沢田さん夫妻が、警察から事情を聴かれたのは、事故から二ヶ月あまりが過ぎてからだった。そのときのショックを和子さんはこう語る。

「驚きました。正直言って事故の直後は、原因とか過失割合とか、賠償問題とか、そんなことはまったく私たちの頭にありませんでした。警察からは事故についての詳しい説明はなく、ワゴン車の運転手とも、これといった話し

「若年者のバイクというものに対する偏見からでしょうか、警察はワゴン車側の言い分だけをうのみにしているような感じがしました」

事故は、スクーターが一時停止をせず交差点にさしかかり、すでに交差点に進入していたワゴン車の右前側面に衝突した、という形で処理されたのだった。そのうえ、

「ヘルメットは、倒れた信子さんから少し離れたところに転がっていた」というワゴン車の運転手の証言によつて、

「ヘルメットさえきちんとつかぶつていれば、被害者は死には至らなかつた。つまり、被害者の過失が大」と判断されていたのだった。

事故から約半年後、ワゴン車の運転手には軽い罰金刑が言い渡された。

◆
沢田さん夫妻には納得できないことがあった。最初の疑問は、もともと慎重な性格の信子さんが、教習所に通つて交通法規には敏感になつてゐるとき、ヘルメットをきちんとつかぶらずに

合ひはありませんでした。それなのに、警察はあるで娘を加害者のように決めつけて扱うのです。娘は、もう反論することさえできなのに……」

父親の英男さん＝仮名＝も付け加える。

「若年者のバイクというものに対する偏見からでしょうか、警察はワゴン車側の言い分だけをうのみにしているような感じがしました」

事故は、スクーターが一時停止をせず交差点にさしかかり、すでに交差点に進入していたワゴン車の右前側面に衝突した、という形で処理され少しせ離れたところに転がっていた」というワゴン車の運転手の証言によつて、

「ヘルメットさえきちんとつかぶつていれば、被害者は死には至らなかつた。つまり、被害者の過失が大」と判断されていたのだった。

事故から約半年後、ワゴン車の運転手には軽い罰金刑が言い渡された。

◆
澤田さん夫妻には納得できないことがあった。最初の疑問は、もともと慎重な性格の信子さんが、教習所に通つて交通法規には敏感になつてゐるとき、ヘルメットをきちんとつかぶらずに

運転するということがありうるか、といふ点だった。事故の現場写真を見るに、疑問はますますふくらんできた。

警察の調べでは、

「ワゴン車の右側面（運転席側）にスクーターが衝突した」ということになつていて、双方の車の傷を見ていくと、おかしな点がいくつも出てきたのである。

①ワゴン車の前部バンパーに擦過痕がある。スクーターが側面から衝突したのなら、ここに傷はつかないはず。

②スクーターの前輪泥よけや前カゴに傷がない。警察が言うような衝突なし、最初にぶつかる場所なのに。

③ワゴン車の側面に衝突したはずのスクーターが、ワゴン車の停止位置の前方に飛ばされている。どんなぶつかり方をしたらこうなるのか。

④現場にいた人は、「キャー」という悲鳴のあとに「ドーン」という衝突音を聞いている。娘はすでに交差点に入つていて、ワゴン車が来るのを見た悲鳴をあげたのではないか。

また、信子さんの体の傷は左側に集中し、ジーパンの左足のすね部分にワゴン車の塗料が付着していた。このことから、英男さんはこう考えた。

「娘がワゴン車の側面にぶつかったのではなく、交差点の直前で、ほとんど停止していた娘にワゴン車が左

側からぶつかってきたのではないか。
ちょうど交差点の手前に洗車中の車が
一台止まっており、ワゴン車はそれを
避けるために、道路の右寄りを走って
いたはずなのです」

ほどなくヘルメットの疑問は解け
た。信子さんの救護にあたった近所の
主婦が、救急車を待つ間、「息が楽に
できるように」とヘルメットのひもを
緩めていたことを覚えていたのだ。

「やはり、そうだったのか……」

半年後、沢田さん夫妻はワゴン車の
運転手を相手に民事訴訟を起こした。
なによりも、事故の真実を明らかにし
たかった。

八七年八月に始まつた裁判は、もど
かしいほどにスローベースの展開にな
つた。訴状の提出、答弁書、準備書面
などの書類の交換。そして翌八八年の
十月に、裁判所はこの事故の鑑定を専

「P教授の鑑定書の大半は、私から見
れば、専門書からコピーしただけの一
般論でした。事故とは直接関係のな
い、ごく一般的な項目がすらりと並ん
でいるのです。言葉では「両方の衝突
痕を比較検討することの重要性」を説
いていますが、実際はそれを無視して

英男さんは語る。
「P教授は車の右側面に衝突した」と
いうものだった。

英男さんはP教授の作成した鑑定書
の問題点を指摘、反論を「質問書」に
まとめた。しかし、この作業は、物理
学の知識のない普通の父親には不可能
だつたろう。英男さんは電子工学を専
攻、三十年以上にわたつて航空機用レ
ーダーやマイクロ波関連機器の開発に
携わってきた技術者である。その経験
と知識を生かし、寝る時間も割いて、
細かい自動車工学の勉強をした。執
念の質問書だった。

九〇年七月、第一回鑑定人質問。

九一年三月、第二回鑑定人質問。

「しかし、P教授は都合の悪い質問を
浴びせられると、本題をすりかえ、ま
ともに答えようとはしませんでした。
そして三回とも、「これから外国に行
く飛行機の時間があるので」と、早々
と法廷を切り上げてしまつたのです」
結局、裁判所もP教授に見切りをつ
ける形になり、九二年四月、別の鑑定
人、Q氏に再鑑定を依頼した。この時
点で、事故から五年以上がすぎてい
た。数カ月後、Q氏の鑑定書が出され

門家の大学教授P氏に依頼した。

四ヵ月後、裁判所に提出されたP教
授の鑑定書の内容は、

「衝突時の速度は、ワゴン車が一五
キロ、スクーターが二五キロ。交差点に先
に進入していたのはワゴン車で、スク

架空の事故モデルを想定し、それをも
とにして「繰り返し計算」を行い、結
論を出していました。衝突個所の特定
もしないでどうして衝突の解析ができる
のでしょうか。とても学者の手法とは
思えないものでした」

英男さんはP教授の作成した鑑定書
の問題点を指摘、反論を「質問書」に
まとめた。しかし、この作業は、物理

学の知識のない普通の父親には不可能
だつたろう。英男さんは電子工学を専
攻、三十年以上にわたつて航空機用レ
ーダーやマイクロ波関連機器の開発に
携わってきた技術者である。その経験
と知識を生かし、寝る時間も割いて、
細かい自動車工学の勉強をした。執
念の質問書だった。

結果

△

万円くらいかかると言われました。で

も、その前に私はQ氏に、とにかくそ

の空欄を埋めてくださいと頼みまし

た。想定する衝突の形を明らかにし

て、基本となるデータを用意しなけれ

ば、実験など行えるはずがありません

から。ところが彼は最終的に、「私に

はできない」と言って逃げてしまつた

のです。学者の良心とはいつたい何な

◇
ほほ一方的に悪いとされてきた信子さんの過失は「五割」になった。しかし沢田さん夫妻は、「過失はもっと少なかつたはず」という思いを捨てることができなかつた。

判決の半年前に本誌で交通事故鑑定しないまま、「過失割合は五対五」という判決が下された。

道幅がほぼ同じの、見通しの悪い交差点で、お互いが通行義務を怠つたために起きた出会い頭の衝突と判断された。判決が示した事故の様子は、次のようなものだ。

「ワゴン車は時速約三〇キロで走行中、

スクーターを見発し、ハンドルを左に切つてブレーキをかけたが間に合わず、ワゴン車の右側面、前端部がスク

ーターの前面には直角に衝突した。

スクーター側は時速二五～三〇キロで交差点に進入、衝突後、その前部がワゴ

ン車の進行方向に押し出されたため、時計回りに回転させられながら後部がワゴン車の右側面に寄せられる状

態になり、運転者はワゴン車の運転席

のドア前部にたたきつけられた」

英男さんは振り返る。

「五対五と六対四……。大きな差はないようにみえますが、いま思えば私は

ちはその一割にすべてをかけてきたよ

う気がします。しかし、駒沢先生にお会いし、私の考えがほぼ正しいと再確認できたことが、何よりの支えになりました。

裁判官は、専門家と生きている当事者の話ばかりを聞き、私のような素人の主張には耳を傾けてくれませんでした。これほど真剣に話を聞いてもらえた経験は、事故以来、初めてだったのです。

私は、この原稿を書くために、英男さんが記してきた何冊ものノートやファイルに目を通した。どれもすさまなく、細かな文字や計算式がぎっしりと書き込まれ、いたるところに図や写真が添付されていた。その中に、「信子」という名前と「キャラ」「ドー

ン」という文字が、どれほど繰り返し出てきたことか。それらの言葉が私の心に突き刺さった。

「主人はこの八年間、話すことのできない娘の代わりに、できるかぎりのことをしてやりたいと話していました。

訴を断念した。事故からはすでに八年が経過している。たった一割の過失割合を下げるために駒沢氏に再鑑定を依頼し、また裁判に長い時間をかけるのは、あまりにも自分たちの身勝手ではないか?」と思ったからだ。

和子さんはそう語っていた。

(つづく)